㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 相模原市緑区千木良字旭山一九三番五から同市緑区千木良字春日山一八八番一〇地先まで | 前 | 一八・〇〇～五九・八八メートル | 〇・〇九二キロメートル |
| | 後 | 二〇・二八～六一・〇七メートル | 〇・〇九二キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百三十九号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字ソラシバ一五番一から同町精進字青木ヶ原五一四番一まで | 前 | 一一・〇〇～三六・〇一メートル | 〇・四二二キロメートル |
| | 後 | 一一・〇〇～三六・〇一メートル | 〇・四二二キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　路線名　百三十九号
㈡　供用開始の区間　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字ソラシバ一五番一から同町精進字青木ヶ原五一四番一まで
㈢　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十七日

**○関東地方整備局告示第三百十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十七日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　百三十九号
　占用を制限する区域　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字ソラシバ一五番一から同町精進字青木ヶ原五一四番一まで
　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十八日

**○九州地方整備局告示第百九十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宮崎県児湯郡新富町大字上富田字八反田下三三四九番一から同町大字上富田字大渕二一四六番一まで | 前 | 二五・〇〇～五六・〇八メートル | 一・四五九キロメートル |
| | 後 | 二五・〇〇～五三・九四メートル | 一・四五九キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第百九十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

㈠　路線名　十号
㈡　供用開始の区間　宮崎県児湯郡新富町富田南四丁目七六番から同町大字上富田字大渕二一三九番七まで
㈢　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十七日

**○九州地方整備局告示第百九十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十号及び五百四号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 霧島市国分川内字鎮守尾一〇四六番一から同市国分川内字鎮守尾一〇五二番一まで | 前 | 一三・八八～二一・五一メートル | 〇・一二〇キロメートル |
| | 後 | 一二・六二～一八・〇二メートル | 〇・一二〇キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

**○九州地方整備局告示第百九十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

㈠　路線名　十号及び五百四号
㈡　供用開始の区間　霧島市国分川内字鎮守尾一〇六四番二から同市国分川内字鎮守尾一〇六〇番一まで
㈢　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十七日